

令和 5 年

第 1 回 広陵町議会定例会議案

令和 5 年 3 月 3 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 報告第 1 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の報告について [1 頁]
- 報告第 2 号 公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について [7 頁]
- 報告第 3 号 令和 5 年度広陵町土地開発公社予算について [9 頁]
- 議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて [1 1 頁]
- 議案第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて [1 3 頁]
- 議案第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて [1 5 頁]
- 議案第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて [1 7 頁]
- 議案第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて [1 9 頁]
- 議案第 7 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について [2 1 頁]
- 議案第 8 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について [2 7 頁]
- 議案第 9 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて [4 3 頁]
- 議案第 1 0 号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて [6 3 頁]
- 議案第 1 1 号 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて [6 7 頁]

議案第 1 2 号	広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて	[7 1 頁]
議案第 1 3 号	広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて	[7 9 頁]
議案第 1 4 号	広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて	[8 3 頁]
議案第 1 5 号	広陵町エコセンター設置条例の廃止について	[8 7 頁]
議案第 1 6 号	令和 4 年度広陵町一般会計補正予算 (第 1 1 号)	[9 1 頁]

[議案第 1 7 号から議案第 2 4 号までは令和 5 年度予算書]

議案第 1 7 号	令和 5 年度広陵町一般会計予算	
議案第 1 8 号	令和 5 年度広陵町国民健康保険特別会計予算	
議案第 1 9 号	令和 5 年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 2 0 号	令和 5 年度広陵町介護保険特別会計予算	
議案第 2 1 号	令和 5 年度広陵町墓地事業特別会計予算	
議案第 2 2 号	令和 5 年度広陵町学校給食特別会計予算	
議案第 2 3 号	令和 5 年度広陵町水道事業会計予算	
議案第 2 4 号	令和 5 年度広陵町下水道事業会計予算	
議案第 2 5 号	古寺川調整池整備工事 (2 工区) に係る請負契約の締結について	[1 4 9 頁]
議案第 2 6 号	広陵町まちづくり推進計画を定めることについて	[1 5 1 頁]

- 議案第 27 号 広陵町男女共同参画後期行動計画を定める
ことについて [153 頁]
- 議案第 28 号 広陵町公共施設等総合管理計画の一部を改訂
することについて [155 頁]
- 議案第 29 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置
に関する協議について [157 頁]
- 議案第 30 号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更
について [163 頁]

報 告 第 1 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和5年3月3日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年2月16日専決

広陵町長 山村吉由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広陵町立幼稚園預かり保育条例の一部改正)

第1条 広陵町立幼稚園預かり保育条例(平成26年12月広陵町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月広陵町条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第36条第2項及び第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

(広陵町立保育所条例の一部改正)

第3条 広陵町立保育所条例(昭和36年10月広陵町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(広陵町立認定こども園条例の一部改正)

第4条 広陵町立認定こども園条例（平成29年3月広陵町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(広陵町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 広陵町子ども・子育て会議条例（平成25年9月広陵町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 事故の状況

けんこう福祉部介護福祉課職員が運転する広陵町公用車（以下「公用車両」という。）が、業務を終え帰庁する途中、馬見労務保育園の送迎待ちのために縦列で停車していた車両を信号待ちをしている車両と誤認してしまい、後方に停車した。

誤りに気付き、本線へ進入する際に、後方確認を怠ってしまったため、本線を走行していた■■■■の運転する相手方所有の自動車（以下「相手方車両」という。）と接触し、公用車両の右側前方部と相手方車両の左側側方部を一部損傷させたものである。

3 損害賠償額

333,000円

本件事故による相手方車両の損害額は、370,000円で、本町9割の過失割合として、333,000円を本町の負担とする。

なお、公用車両の損害額は、171,281円である。

4 和解年月日

令和4年12月14日

なお、当該損害賠償負担額は、町が加入している保険により補填済みである。

報 告 第 3 号

令和5年度広陵町土地開発公社予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、広陵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

令和5年3月3日報告

広陵町長 山村吉由

議案第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて

次の者を人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第
6条第3項の規定により、人権擁護委員として推薦したいの
で、議会の意見を求める。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山村 吉由

住 所 

氏 名 つじ やす え
辻 泰枝

生年月日 

任 期 3年（令和5年7月1日から令和8年6月30
日まで）

議 案 第 7 号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に
ついて

職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広陵町条例第25号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第3条第1項に規定する週休日（以下この条において「週休日」という。）並びに勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ週休日に当たる日を除く。）の日数を差し引いた日数に1日の勤務時間を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

2 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3
第1項の規定による承認

(広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月広陵町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 3 職員が高齢者部分休業（当該職員が高年齢として管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議 案 第 8 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成
18年3月広陵町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に
改める。

(公益的法人等への広陵町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への広陵町職員の派遣等に関する条例（平成
30年3月広陵町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第2
61号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定によ
り採用された職員を除く。）」を削り、同項第2号中「第28条
の5第1項又は第28条の6第2項」を「（昭和25年法律第2
61号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、
同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期
間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長さ
れた管理監督職を占める職員

(職員の特例に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特例に関する条例（昭和31年2月広陵町条例第7
号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」
を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）附則第18項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。この場合において、第2条中「職員の勤務成績が良くない場合においては降任又は免職することが適当でない」と認められるときは、「一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）附則第18項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置を講じるときは、」と読み替えるものとする。

3 第3条第2項及び第6条の規定は、前項に規定する措置の適用を受ける職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、町長が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年3月広陵町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広陵町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項若しくは第 2 8 条の 5 第 1 項又は同法第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項」に改め、「で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 2 項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「及び再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 6 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月広陵町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 9 条に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「その者」を「当該職員」に改め、同項ただし書中「その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者」を「当該育児短時間勤務職員の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員」に、「その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者」を「当該任期付育児短時間勤務職員の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付育児短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者」を「当該育児短時間勤務職員の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、当該任期付育児短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者」を「当該育児短時間勤務職員の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、当該任期付育児短時間勤務職員」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 55歳に達した職員で、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後在職する者の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

第4条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第4条の3中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改め、同条を第4条の2とする。

第8条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第10条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第7条」を「第4条第1項から第8項まで、第7条」に、「再任用職員、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条、第7条の2及び第8条の規定は、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の8項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年3月広陵町条例第1号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 20 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 25 育児短時間勤務職員に対する附則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1再任用以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

別表第2ア 等級別基準職務表の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表4級の項中「係長」を「参与、係長、調整員」に改め、「主幹保育教諭」の次に「幼稚園副園長、保育園副園長」を加える。

別表第2イ 等級別基準職務表の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表4級の項中「係長」を「参与、係長、調整員」に改め、「主幹保育教諭」の次に「幼稚園副園長、保育園副園長」を加える。

(一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成28年12月広陵町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第4条の3」を「第4条の2」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 職員の旅費に関する条例(昭和37年8月広陵町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年3月広陵町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 1 9 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項若しくは第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項若しくは第 2 2 条の 5 第 1 項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第 1 1 条 職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年 3 月広陵町条例第 1 8 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

第 2 条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和 3 年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。

(公益的法人等への広陵町職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の公益的法人等への広陵町職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の広陵町職員の派遣等に関する条例第2条第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第8条の2第2項及び第10条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3

年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 一般職の職員の給与に関する条例第4条第6項から第8項まで、第7条、第7条の2及び第8条並びに新給与条例第4条第1項から第5項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第18項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条の2及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議 案 第 9 号

職員の定年等に関する条例の一部を改正すること
について

職員の定年等に関する条例（昭和59年3月広陵町条例第
1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年3月広陵町条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「手続き」を「手続」に改める。

本則に次の 3 章を加える。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 8 月 広陵町条例第 19 号）第 13 条の 2 第 1 項に規定する職員が占める職

(2) 広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年 3 月 広陵町条例第 17 号）第 4 条に規定する職員が占める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第 10 条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該

管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の２項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 4 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例

第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)

(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第 1 2 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第 1 3 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 2 2 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 2 5 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
 - (6) 2 5 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場

合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となつた者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議 案 第 1 0 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正すること
について

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第
5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.5」を「100分の7.6」に改める。

第4条中「26,700円」を「27,100円」に改める。

第4条の2第1号中「22,000円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「10,500円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「15,750円」に改める。

第5条中「100分の2.9」を「100分の3.1」に改める。

第6条の2中「11,000円」を「11,200円」に改める。

第7条中「100分の3.2」を「100分の3.3」に改める。

第8条の2中「17,100円」を「18,700円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「18,690円」を「18,970円」に改め、同号イ（ア）中「15,400円」を「14,700円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「7,350円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550円」を「11,025円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「7,840円」に改め、同号オ中「11,970円」を「13,090円」に改め、同項第2号ア中「13,350円」を「13,550円」に改め、同号イ（ア）中「11,000円」を「10,500円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「5,250円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「5,600円」に改め、同号オ中「8,550円」を「9,350円」に改め、同項第3号ア中「5,340円」を「5

、 4 2 0 円」に改め、同号イ（ア）中「4, 4 0 0 円」を「4, 2 0 0 円」に改め、同号イ（イ）中「2, 2 0 0 円」を「2, 1 0 0 円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 3 0 0 円」を「3, 1 5 0 円」に改め、同号ウ中「2, 2 0 0 円」を「2, 2 4 0 円」に改め、同号オ中「3, 4 2 0 円」を「3, 7 4 0 円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 0 0 5 円」を「4, 0 6 5 円」に改め、同号イ中「6, 6 7 5 円」を「6, 7 7 5 円」に改め、同号ウ中「1 0, 6 8 0 円」を「1 0, 8 4 0 円」に改め、同号エ中「1 3, 3 5 0 円」を「1 3, 5 5 0 円」に改め、同項第2号ア中「1, 6 5 0 円」を「1, 6 8 0 円」に改め、同号イ中「2, 7 5 0 円」を「2, 8 0 0 円」に改め、同号ウ中「4, 4 0 0 円」を「4, 4 8 0 円」に改め、同号エ中「5, 5 0 0 円」を「5, 6 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 案 第 1 1 号

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5号）及び広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 2 号

広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例及び広陵町放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正することについて

広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成26年9月広陵町条例第6号）及び広陵町放
課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年9月広陵町条例第7号）の一部を別紙のと
おり改正する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月広陵町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障のない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月広陵町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
(広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議 案 第 1 3 号

広陵町国民健康保険条例の一部を改正すること
について

広陵町国民健康保険条例（昭和40年3月広陵町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険条例（昭和40年3月広陵町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 号

広陵町水道事業給水条例の一部を改正すること
について

広陵町水道事業給水条例（昭和48年3月広陵町条例第1
2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町水道事業給水条例の一部を改正する条例

広陵町水道事業給水条例（昭和48年3月広陵町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「同意書等」を「同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 1 5 号

広陵町エコセンター設置条例の廃止について

広陵町エコセンター設置条例（平成22年9月広陵町条例
第9号）を別紙のとおり廃止する。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町エコセンター設置条例を廃止する条例

広陵町エコセンター設置条例（平成２２年９月広陵町条例第９号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第11号）

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ315,672千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,335,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
10 地方交付税		千円 3,092,468	千円 105,804	千円 3,198,272
	1 地方交付税	3,092,468	105,804	3,198,272
12 分担金及び負担金		117,443	△259	117,184
	2 負担金	116,355	△259	116,096
14 国庫支出金		2,774,859	△44,721	2,730,138
	1 国庫負担金	1,060,599	△5,020	1,055,579
	2 国庫補助金	1,705,964	△39,701	1,666,263
15 県支出金		1,119,911	△29,483	1,090,428
	1 県負担金	530,502	△2,510	527,992
	2 県補助金	513,135	△26,973	486,162
17 寄附金		130,000	1,147	131,147
	1 寄附金	130,000	1,147	131,147
18 繰入金		424,419	△241,660	182,759
	1 基金繰入金	414,333	△241,660	172,673
19 諸収入		212,672	△2,900	209,772
	3 受託事業収入	6,052	△2,900	3,152
20 町債		1,011,200	△103,600	907,600
	1 町債	1,011,200	△103,600	907,600
歳入合計		14,651,299	△315,672	14,335,627

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 2,026,822	千円 △3,580	千円 2,023,242
	1 総務管理費	1,765,260	△2,659	1,762,601
	2 徴税費	152,757	△921	151,836
	3 戸籍住民基本台帳費	76,935	0	76,935
3 民生費		5,452,733	△102,736	5,349,997
	1 社会福祉費	2,931,914	△54,857	2,877,057
	2 児童福祉費	2,520,819	△47,879	2,472,940
4 衛生費		1,679,213	△37,268	1,641,945
	1 保健衛生費	647,876	△23,990	623,886
	2 清掃費	1,031,337	△13,278	1,018,059
5 農商工費		438,189	△50,093	388,096
	1 農業費	189,988	△49,093	140,895
	2 商工費	248,201	△1,000	247,201
6 土木費		1,613,994	△160,730	1,453,264
	1 土木管理費	101,265	△650	100,615
	2 道路橋りょう費	834,689	△91,241	743,448
	3 河川費	436,525	△54,000	382,525
	4 都市計画費	226,756	△14,839	211,917
7 消防費		462,491	△14,340	448,151
	1 消防費	462,491	△14,340	448,151
8 教育費		1,436,140	53,075	1,489,215
	1 教育総務費	349,659	△3,970	345,689
	2 小学校費	259,187	55,964	315,151
	3 中学校費	116,642	41,265	157,907
	4 幼稚園費	373,088	△13,700	359,388
	5 社会教育費	281,958	△26,484	255,474
歳 出 合 計		14,651,299	△315,672	14,335,627

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業	金額	
			千円	
2 総務費	1 総務管理費	広陵中央公民館再整備基本方針策定支援業務委託	9,000	
	4 選挙費	知事・県議会議員選挙費	7,495	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	28,800	
		新型コロナウイルスワクチン接種事業費	2,000	
		新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済事業費	100	
5 農商工費	1 農業費	農業振興地域整備計画策定業務委託	2,000	
	2 商工費	中小企業・小規模企業等エネルギー支援補助金事業	44,000	
6 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業 ・百済中央線バイパス整備 ・箸尾準工業地域道路整備 ・百済3号線整備 ・赤部26号線整備 ・橋りょう長寿命化修繕 ・狭あい道路整備等促進 ・平尾正相線整備 ・通学路対策事業 ・交通安全施設等(百済赤部線)整備 ・交通安全施設等(南22号線ほか)整備	431,000	
		4 都市計画費	西谷公園整備事業	14,800
			都市公園整備事業(防災・安全)	15,200
8 教育費	2 小学校費	小学校LED化事業(ESCO事業)	73,501	
	3 中学校費	中学校LED化事業(ESCO事業)	52,540	

第3表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
小中学校LED化事業 (ESCO事業)	千円 126,000	千円 0

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小中学校LED化事業 (ESCO事業)	千円 84,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還し、又は低利に借り換えすることができる。
減収補填債	15,300	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎空調機器更新等事業 (ESCO事業)	千円 143,900	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	千円 18,900	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
百済川向地区農地中間管理機構農地整備事業負担金	6,800	同上	同上	同上	16,200	同上	同上	同上
町道整備事業	326,900	同上	同上	同上	286,600	同上	同上	同上
内水対策事業	193,000	同上	同上	同上	168,700	同上	同上	同上
防火水槽設置事業	10,300	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
築山古墳整備事業	12,000	同上	同上	同上	4,300	同上	同上	同上
平尾公民館整備事業	5,200	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	3,092,468	105,804	3,198,272
12 分担金及び負担金	117,443	△259	117,184
14 国庫支出金	2,774,859	△44,721	2,730,138
15 県支出金	1,119,911	△29,483	1,090,428
17 寄附金	130,000	1,147	131,147
18 繰入金	424,419	△241,660	182,759
19 諸収入	212,672	△2,900	209,772
20 町債	1,011,200	△103,600	907,600
歳 入 合 計	14,651,299	△315,672	14,335,627

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,026,822	△3,580	2,023,242
3 民生費	5,452,733	△102,736	5,349,997
4 衛生費	1,679,213	△37,268	1,641,945
5 農商工費	438,189	△50,093	388,096
6 土木費	1,613,994	△160,730	1,453,264
7 消防費	462,491	△14,340	448,151
8 教育費	1,436,140	53,075	1,489,215
歳 出 合 計	14,651,299	△315,672	14,335,627

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 60,348	千円 △125,000	千円	千円 61,072
△37,380		△259	△65,097
△500			△36,768
△57,421	9,400		△2,072
△75,225	△64,600		△20,905
△1,115	△10,300		△2,925
37,089	71,600	△1,753	△53,861
△74,204	△118,900	△2,012	△120,556

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 3,092,468	千円 105,804	千円 3,198,272
計	3,092,468	105,804	3,198,272

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

1 民生費負担金	114,866	△259	114,607
計	116,355	△259	116,096

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	980,290	△5,020	975,270
計	1,060,599	△5,020	1,055,579

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	274,576	60,348	334,924
2 民生費国庫補助金	674,938	△18,540	656,398
3 衛生費国庫補助金	69,808	△500	69,308

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 105,804	普通交付税	千円 105,804

1 社会福祉費負担金	△259	老人福祉施設措置費負担金	△259

1 社会福祉費負担金	△5,020	自立支援医療費負担金	5,638
		自立支援給付費負担金	△3,610
		障がい児通所等給付費負担金	△7,048

1 総務管理費補助金	60,348	民間資金等活用事業調査費補助金	7,500
		デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン 手続推進事業）	5,980
		マイナポイント事業費補助金	2,276
		既存建築物省エネ化推進事業補助金	44,592
1 社会福祉費補助金	△18,540	地域生活支援事業補助金	△1,640
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費 補助金	△11,100
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事 業費補助金	△5,800
1 保健衛生費補助金	△500	不良住宅除却補助金	△500

1 0 款 地方交付税 1 2 款 分担金及び負担金 1 4 款 国庫支出金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
4 農商工費国庫補助金	千円 62,200	千円 △43,587	千円 18,613
5 土木費国庫補助金	602,599	△72,935	529,664
6 教育費国庫補助金	21,843	35,513	57,356
計	1,705,964	△39,701	1,666,263

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	529,615	△2,510	527,105
計	530,502	△2,510	527,992

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 民生費県補助金	433,273	△11,310	421,963
-----------	---------	---------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業費補助金	千円 △43,587	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 防災重点ため池防災減災整備事業補助金	千円 △20,000 △23,587
1 道路橋りょう費交付金	△45,635	百済中央線バイパス整備事業補助金 箸尾準工業地区道路整備事業補助金 百済3号線整備事業補助金 赤部26号線整備事業補助金 橋りょう長寿命化修繕事業補助金 南2号線整備事業 大谷奥鳥井線整備事業補助金 交通安全施設（百済赤部線）整備事業補助金 交通安全施設（南22号線ほか）整備事業補助金 交通安全施設（南郷8号線）整備事業補助金	△10,000 △1,356 △1,337 △1,841 △3,600 △2,500 △571 570 △15,000 △10,000
3 河川費補助金	△27,000	平成緊急内水対策事業補助金	△27,000
4 住宅費補助金	△300	住宅耐震診断等支援事業補助金	△300
1 義務教育費補助金	42,432	学校施設環境改善交付金	42,432
2 社会教育費補助金	△6,919	巢山古墳整備事業費補助金	△6,919

1 社会福祉費負担金	△2,510	自立支援医療費負担金 自立支援給付費負担金 障がい児通所等給付費負担金	2,819 △1,805 △3,524

1 社会福祉費補助金	△9,310	心身障がい者医療費補助金 重度心身障がい者老人等医療費補助金 地域生活支援事業補助金	△4,000 △2,650 △820
------------	--------	--------------------------------------------------	--------------------------

14款 国庫支出金 15款 県支出金

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
3 農商工費県補助金	36,579	△13,834	22,745
4 土木費県補助金	12,875	△2,290	10,585
5 消防費県補助金	1,115	△1,115	0
6 教育費県補助金	16,697	1,576	18,273
計	513,135	△26,973	486,162

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

3 教育費寄附金	0	1,147	1,147
計	130,000	1,147	131,147

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	351,950	△241,660	110,290
計	414,333	△241,660	172,673

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	精神障がい者医療費補助金	千円 △1,840
2 児童福祉費補助金	△2,000	子ども医療費補助金	△2,000
1 農業費補助金	△13,834	経営安定対策事業交付金 新規就農者総合支援事業交付金 多面的機能支払交付金	△1,650 △10,500 △1,684
1 都市計画費補助金	△2,140	産業用地創出調事業補助金	△2,140
2 住宅費補助金	△150	住宅耐震診断支援事業補助金	△150
1 消防費補助金	△1,115	消防力強化支援事業補助金	△1,115
3 社会教育費補助金	1,576	巢山古墳史跡整備事業補助金	1,576

1 社会教育費寄附金	1,147	図書館25周年クラウドファンディング事業寄附金	1,147

1 財政調整基金繰入金	△241,660	財政調整基金繰入金	△241,660

1 5 款 県支出金 1 7 款 寄附金 1 8 款 繰入金

(款) 19 諸収入

(項) 3 受託事業収入

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 教育費受託事業収入	千円 6,052	千円 △2,900	千円 3,152
計	6,052	△2,900	3,152

(款) 20 町債

(項) 1 町債

2 総務債	163,200	△125,000	38,200
5 農商工債	8,000	9,400	17,400
6 土木債	556,300	△64,600	491,700
7 消防債	10,300	△10,300	0
8 教育債	19,700	71,600	91,300
9 減収補填債	0	15,300	15,300
計	1,011,200	△103,600	907,600

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会教育費受託事業収入	千円 △2,900	発掘調査受託事業収入	千円 △2,900

1 総務管理債	△125,000	庁舎空調機器更新等事業（E S C O事業）債	△125,000
1 農業債	9,400	百済川向地区農地中間管理機構農地整備事業負担金債	9,400
1 道路橋りょう債	△40,300	町道整備事業債	△40,300
2 河川債	△24,300	内水対策事業債	△24,300
1 災害対策債	△10,300	防火水槽設置事業債	△10,300
2 文化財保護債	△7,700	巢山古墳整備事業債	△7,700
3 小・中学校債	84,500	小中学校L E D化事業債（E S C O事業）	84,500
4 社会教育債	△5,200	平尾公民館整備事業債	△5,200
1 減収補填債	15,300	減収補填債	15,300

19款 諸収入 20款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 1,036,778	千円 △9,027	千円 1,027,751	千円 50,572	千円 △125,000	千円	千円 65,401
3 企画費	94,247	7,591	101,838	7,500			91
5 交通安全対 策費	2,563	△50	2,513				△50
6 まちづくり 振興費	5,764	△1,173	4,591				△1,173

節・細節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △2,027	15 電算関係費	千円 △9,027
13 電算委託料	△2,027	12 委託料	△2,027
13 使用料及び賃借料	△7,000	・電算委託料	△2,027
10 電算使用料	△7,000	情報系・インターネット系端末設置導入委託料	△750
		ネットワーク関係委託料	△500
		L G W A N機器保守等委託料	△500
		共同電算保守等委託料	△277
		13 使用料及び賃借料	△7,000
		・電算使用料	△7,000
		情報系・インターネット系サーバー等賃借料	△5,500
		基幹系電算使用料	△1,500
12 委託料	9,000	01 一般経費（企画政策課）	7,591
35 その他委託料	9,000	12 委託料	9,000
		・その他委託料	9,000
		広陵中央公民館再整備基本方針策定支援業務委託料	9,000
18 負担金、補助及び交付金	△1,409	18 負担金、補助及び交付金	△1,409
10 その他補助金	△1,409	・その他補助金	△1,409
		企業立地促進奨励金	△1,409
8 旅費	△22	01 一般経費	△22
2 費用弁償	△22	8 旅費	△22
		・費用弁償	△22
10 需用費	△28	02 交通公園費	△28
2 燃料費	△28	10 需用費	△28
		・燃料費	△28
7 報償費	△10	04 地域間交流事業	△1,173
14 町特産試供品	△10	7 報償費	△10
		・町特産試供品	△10
8 旅費	△29	8 旅費	△29
1 普通旅費	△7	・普通旅費	△7
2 費用弁償	△9	・費用弁償	△9
3 特別旅費	△13	・特別旅費	△13
		10 需用費	△8
		・印刷製本費	△8
		11 役務費	△27
		・通信運搬費	△7
		・火災・損害保険料	△20

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,765,260	△2,659	1,762,601	58,072	△125,000		64,269

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2 賦課徴収費	51,355	△921	50,434				△921
---------	--------	------	--------	--	--	--	------

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
10 需用費	千円 △8		12 委託料	千円 △19
4 印刷製本費	△8		・その他委託料	△19
			交流事業付添看護師派遣委託料	△19
11 役務費	△27		13 使用料及び賃借料	△345
1 通信運搬費	△7		・バス借上料	△300
			・高速道路等使用料	△45
6 火災・損害 保険料	△20		18 負担金、補助及び交付金	△735
			・研修会等参加負担金	△735
			地域間交流事業参加負担金	△735
12 委託料	△19			
35 その他委託 料	△19			
13 使用料及び賃借 料	△345			
1 バス借上料	△300			
3 高速道路等 使用料	△45			
18 負担金、補助及 び交付金	△735			
2 研修会等参 加負担金	△735			

12 委託料	△921	02 電算費（税務課）	△921
13 電算委託料	△921	12 委託料	△921
		・電算委託料	△921
		電子申告システム等委託料	△921

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 152,757	千円 △921	千円 151,836	千円	千円	千円	千円 △921

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	76,935	0	76,935	2,276			△2,276
計	76,935	0	76,935	2,276			△2,276

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	492,690	△16,900	475,790	△16,900			0
2 老人福祉費	45,511	△9,189	36,322			△259	△8,930

節・細節		説明
区分	金額	
	千円	千円

		財源補正

18 負担金、補助及び交付金	△16,900	09 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	△11,100
		18 負担金、補助及び交付金	△11,100
		・給付金	△11,100
22 給付金	△16,900	住民税非課税世帯臨時特別給付金	△10,100
		家計急変世帯臨時特別給付金	△1,000
		10 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業	△5,800
		18 負担金、補助及び交付金	△5,800
		・給付金	△5,800
		住民税非課税世帯給付金	△5,350
		家計急変世帯給付金	△450
12 委託料	△5,460	01 一般経費	△1,263
		12 委託料	△1,263
23 老人福祉関係委託料	△1,263	・老人福祉関係委託料	△1,263
		緊急通報システム事業委託料	△495
35 その他委託料	△4,197	軽度生活援助事業委託料	△768
19 扶助費	△3,729	03 老人福祉施設関係費	△3,729
		19 扶助費	△3,729
		・老人福祉施設措置費	△3,729
14 老人福祉施設措置費	△3,729	05 老人福祉センター費	△4,197
		12 委託料	△4,197

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 心身障がい 者福祉費	1,233,416	△28,768	1,204,648	△18,480			△10,288

節・細節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		・その他委託料	△4,197
		老人福祉センターマイクロバス運行業務委託料	△4,197
12 委託料	△2,200	01 一般経費	△8,768
		12 委託料	△2,200
35 その他委託料	△2,200	・その他委託料	△2,200
		福祉タクシー基本料助成事業委託料	△300
		訪問入浴サービス事業委託料	△1,700
		移動支援事業委託料	△200
19 扶助費	△60,266	19 扶助費	△40,266
7 重度心身障がい者老人等医療費	△6,400	・補装具費給付費	△2,077
		・自立支援医療給付費	11,276
		・介護給付費等	△35,020
		・障がい児通所給付費	△14,445
10 心身障がい者医療扶助費	△9,000	22 償還金、利子及び割引料	33,698
		・国庫負担金返還金	22,797
		障がい者自立支援給付費負担金返還金	17,368
		障がい児通所等給付費負担金返還金	4,495
12 補装具費給付費	△2,077	障がい者医療費国庫負担金返還金	934
		・県負担金返還金	10,901
		障がい者自立支援給付費負担金返還金	8,684
17 自立支援医療給付費	11,276	障がい児通所等給付費負担金返還金	2,217
		02 心身障がい者医療関係費	△20,000
23 介護給付費等	△35,020	19 扶助費	△20,000
		・重度心身障がい者老人等医療費	△6,400
		・心身障がい者医療扶助費	△9,000
29 障がい児通所給付費	△14,445	・精神障がい者医療扶助費	△4,600
35 精神障がい者医療扶助費	△4,600		
22 償還金、利子及び割引料	33,698		
11 国庫負担金返還金	22,797		
13 県負担金返還金	10,901		

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 2,931,914	千円 △54,857	千円 2,877,057	千円 △35,380	千円	千円 △259	千円 △19,218

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	226,940	△9,260	217,680	△2,000			△7,260
2 児童措置費	1,184,953	△14,817	1,170,136				△14,817
4 こども園費	223,323	△9,200	214,123				△9,200

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

12 委託料	△1,210	06 福祉医療費	△5,000
13 電算委託料	△1,210	19 扶助費	△5,000
		・医療費扶助費	△5,000
18 負担金、補助及び交付金	△3,050	08 低所得子育て世帯生活支援特別給付金関係	△4,260
22 給付金	△3,050	12 委託料	△1,210
		・電算委託料	△1,210
		子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料	△1,210
19 扶助費	△5,000	18 負担金、補助及び交付金	△3,050
1 医療費扶助費	△5,000	・給付金	△3,050
		子育て世帯生活支援特別給付金	△3,050
12 委託料	△25,400	01 児童措置費	△14,817
15 施設管理等委託料	△25,400	12 委託料	△25,400
		・施設管理等委託料	△25,400
		私立保育園運営委託料	△25,400
19 扶助費	△8,000	19 扶助費	△8,000
26 児童手当	△8,000	・児童手当	△8,000
22 償還金、利子及び割引料	18,583	22 償還金、利子及び割引料	18,583
12 国庫補助金返還金	15,322	・国庫補助金返還金	15,322
14 県補助金返還金	3,261	子ども・子育て支援交付金返還金（延長保育事業・病児保育事業）	9,397
		子育てのための施設等利用給付交付金返還金	794
		保育対策総合支援事業費補助金返還金	790
		子どものための教育・保育給付交付金返還金	4,341
		・県補助金返還金	3,261
		施設型給付費等交付金返還金	2,864
		子育てのための施設等利用給付交付金返還金	397
1 報酬	△1,200	02 給与費（会計年度任用職員）	△9,200
		1 報酬	△1,200
		・会計年度任用職員報酬	△1,200

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
5 認定こども 園新設事業 費	322,051	△3,002	319,049				△3,002
6 子ども育成 費	119,371	△11,600	107,771				△11,600

節・細節		説	明
区 分	金 額		
47 会計年度任用職員報酬	千円 △1,200	2 給料	千円 △6,800
2 給料	△6,800	・一般職給	△6,800
2 一般職給	△6,800	3 職員手当等	△1,000
3 職員手当等	△1,000	・地域手当	△200
2 地域手当	△200	・期末手当	△620
3 期末・勤勉手当	△620	・時間外勤務手当	△94
5 時間外勤務手当	△94	・通勤手当	△86
6 通勤手当	△86	4 共済費	△200
4 共済費	△200	・共済組合負担金	△200
1 共済組合負担金	△200		
18 負担金、補助及び交付金	△3,002	01 認定こども園新設事業	△3,002
10 その他補助金	△3,002	18 負担金、補助及び交付金	△3,002
		・その他補助金	△3,002
		西校区認定こども園施設整備補助金	△3,002
1 報酬	△10,500	01 給与費（会計年度任用職員）	△11,600
47 会計年度任用職員報酬	△10,500	1 報酬	△10,500
3 職員手当等	△800	・会計年度任用職員報酬	△10,500
3 期末・勤勉手当	△800	3 職員手当等	△800
4 共済費	△200	・期末手当	△800
		4 共済費	△200
		・共済組合負担金	△200
		8 旅費	△100
		・費用弁償	△100

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,520,819	△47,879	2,472,940	△2,000			△45,879

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	381,945	△22,990	358,955				△22,990
-------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節・細節		説明	千円
区分	金額		
1 共済組合負担金	千円 △200		
8 旅費	△100		
2 費用弁償	△100		

1 報酬	△800	01 給与費（会計年度任用職員）	△1,100
47 会計年度任用職員報酬	△800	1 報酬	△800
		・会計年度任用職員報酬	△800
		3 職員手当等	△300
		・期末手当	△300
3 職員手当等	△300	02 一般経費（けんこう推進課）	△970
3 期末・勤勉手当	△300	12 委託料	△970
		・健診等委託料	△970
		結核検診等委託料	△970
7 報償費	△420	03 予防接種事業費	△16,000
4 医師等謝礼	△420	10 需用費	△1,000
		・消耗品費	△1,000
10 需用費	△1,000	12 委託料	△15,000
1 消耗品費	△1,000	・健診等委託料	△15,000
		予防接種委託料	△15,000
12 委託料	△20,470	04 健康増進事業費	△2,420
27 健診等委託料	△20,470	7 報償費	△420
		・医師等謝礼	△420
		12 委託料	△2,000
		・健診等委託料	△2,000
		05 母子保健事業費	△2,500
		12 委託料	△2,500
		・健診等委託料	△2,500
		妊産婦・3歳児健診委託料	△2,500

3款 民生費 4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 環境保全費	千円 9,351	千円 △1,000	千円 8,351	千円 △500	千円	千円	千円 △500
計	647,876	△23,990	623,886	△500			△23,490

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	286,078	△13,278	272,800				△13,278
計	1,031,337	△13,278	1,018,059				△13,278

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	36,929	△1,650	35,279	△1,650			0
---------	--------	--------	--------	--------	--	--	---

節・細節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 △1,000	02 一般経費	千円 △1,000
10 その他補助金	△1,000	18 負担金、補助及び交付金	△1,000
		・その他補助金	△1,000
		老朽空家等除却補助金	△1,000

1 報酬	△500	02 給与費（会計年度任用職員）	△500
47 会計年度任用職員報酬	△500	1 報酬	△500
		・会計年度任用職員報酬	△500
12 委託料	△1,250	04 一般経費（新清掃施設建設準備課）	△12,778
12 計画策定委託料	△1,250	12 委託料	△1,250
		・計画策定委託料	△1,250
		広陵町一般廃棄物処理基本計画委託料	△1,250
18 負担金、補助及び交付金	△11,528	18 負担金、補助及び交付金	△11,528
10 その他補助金	△2,000	・その他補助金	△2,000
		公民館・集会所整備費補助金	△2,000
16 一部事務組合負担金	△9,528	・一部事務組合負担金	△9,528
		山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金	△2,718
		まほろば環境衛生組合負担金	△6,810

12 委託料	△1,650	04 経営所得安定対策事業費	△1,650
		12 委託料	△1,650

4 款 衛生費 5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農地費	63,900	△14,699	49,201	△23,587	9,400		△512
5 地域農政推 進費	66,318	△32,744	33,574	△32,184			△560
計	189,988	△49,093	140,895	△57,421	9,400		△1,072

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

1 商工振興費	206,359	△1,000	205,359				△1,000
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
13 電算委託料	千円 △1,650	・電算委託料 水田台帳システムデータ移行業務委託料	千円 △1,650 △1,650
12 委託料	△23,586	02 町単独事業費	△544
7 分析・調査等委託料	△23,586	18 負担金、補助及び交付金	△544
		・協議会等負担金	△10
		奈良県農業農村整備事業推進市町村連絡協議会負担金	△10
18 負担金、補助及び交付金	8,887	・その他負担金	△37
		農道台帳管理負担金	△37
1 協議会等負担金	△10	・その他補助金	△497
		土地改良事業等補助金	△497
3 その他負担金	△37	04 百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業	9,431
5 分担金	9,431	18 負担金、補助及び交付金	9,431
10 その他補助金	△497	・分担金	9,431
		百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	9,431
		05 防災重点ため池防災減災整備事業	△23,586
		12 委託料	△23,586
		・分析・調査等委託料	△23,586
		ため池耐震性調査業務委託料	△23,586
18 負担金、補助及び交付金	△32,744	01 地域農政推進費	△32,744
11 助成金	△10,500	18 負担金、補助及び交付金	△32,744
14 交付金	△22,244	・助成金	△10,500
		新規就農者総合支援事業助成金	△10,500
		・交付金	△22,244
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△20,000
		多面的機能支払交付金	△2,244

1 報酬	△1,000	02 給与費（会計年度任用職員）	△1,000
		1 報酬	△1,000
		・会計年度任用職員報酬	△1,000

5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	248,201	△1,000	247,201				△1,000

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	101,265	△650	100,615	△450			△200
計	101,265	△650	100,615	△450			△200

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路橋りょう維持費	71,606	△349	71,257				△349
2 道路橋りょう新設改良費	637,108	△41,507	595,601	△21,205	△18,300		△2,002

節・細節		説	明
区 分	金 額		
47 会計年度任用職員報酬	千円 △1,000		千円

18 負担金、補助及び交付金	△650	04 一般経費（都市整備課）	△650
1 協議会等負担金	△30	18 負担金、補助及び交付金	△650
6 参加費	△20	・協議会等負担金	△30
8 個人補助金	△600	高田土木協議会負担金	△30
		・参加費	△20
		土木工事積算基準説明会等参加費	△20
		・個人補助金	△600
		住宅耐震改修工事補助金	△500
		ブロック塀等撤去工事補助金	△100

12 委託料	△349	01 道路橋りょう維持費	△349
35 その他委託料	△349	12 委託料	△349
		・その他委託料	△349
		道路台帳等補正業務委託料	△349
12 委託料	△7,465	02 百済中央線バイパス整備事業	△20,000
1 測量・設計委託料	△5,000	14 工事請負費	△20,000
35 その他委託料	△2,465	・町道整備工事	△20,000
		03 箸尾準工業地区道路整備事業	△2,465
		12 委託料	△2,465
		・その他委託料	△2,465
		工損調査委託料	△2,465
14 工事請負費	△34,042		

5 款 農商工費 6 款 土木費

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 交通安全施設費	125,975	△49,385	76,590	△24,430	△22,000		△2,955
計	834,689	△91,241	743,448	△45,635	△40,300		△5,306

節・細節		説	明
区 分	金 額		
15 町道整備工 事	千円 △27,497	04 百済3号線整備事業 14 工事請負費 ・町道整備工事	千円 △2,674 △2,674 △2,674
16 橋りょう整 備工事	△6,545	05 赤部26号線整備事業 14 工事請負費 ・町道整備工事	△3,682 △3,682 △3,682
		06 橋りょう長寿命化修繕事業 14 工事請負費 ・橋りょう整備工事	△6,545 △6,545 △6,545
		08 南2号線整備事業 12 委託料 ・測量・設計委託料	△5,000 △5,000 △5,000
		10 大谷奥鳥井線整備事業 14 工事請負費 ・町道整備工事	△1,141 △1,141 △1,141
10 需用費	△236	01 交通安全施設費（安全安心課） 10 需用費 ・修繕料	△527 △236 △236
6 修繕料	△236	14 工事請負費 ・カーブミラー新設工事	△291 △291
12 委託料	△20,000		
1 測量・設計 委託料	△20,000	03 交通安全施設等（百済赤部線）整備事業 14 工事請負費 ・交通安全施設整備工事	1,142 1,142 1,142
14 工事請負費	△29,149		
14 カーブミラ ー新設工事	△291	04 交通安全施設等（南22号線ほか）整備事業 14 工事請負費 ・交通安全施設整備工事	△30,000 △30,000 △30,000
18 交通安全施 設整備工事	△28,858	05 交通安全施設等（南郷8号線）整備事業 12 委託料 ・測量・設計委託料	△20,000 △20,000 △20,000

6款 土木費

(款) 6 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	千円 431,911	千円 △54,000	千円 377,911	千円 △27,000	千円 △24,300	千円	千円 △2,700
計	436,525	△54,000	382,525	△27,000	△24,300		△2,700

(款) 6 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	92,448	△12,839	79,609	△2,140			△10,699
2 公園管理費	132,607	△2,000	130,607				△2,000
計	226,756	△14,839	211,917	△2,140			△12,699

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

2 非常備消防費	29,620	△840	28,780				△840
3 消防施設費	12,549	△11,500	1,049	△1,115	△10,300		△85

節・細節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 △54,000	02 平成緊急内水対策事業	千円 △54,000
45 調整池整備 工事	△54,000	14 工事請負費 ・調整池整備工事	△54,000 △54,000

12 委託料	△12,839	02 一般経費	△12,839
7 分析・調査 等委託料	△4,280	12 委託料	△12,839
12 計画策定委 託料	△8,559	・分析・調査等委託料	△4,280
		寺戸地区産業用地創出調査業務委託料	△4,280
		・計画策定委託料	△8,559
		竹取公園周辺地区整備計画策定業務委託料	△343
		大塚地区土地利用計画策定業務委託料	△5,000
		箸尾駅前周辺地区土地利用策定及び箸尾駅前線見 直し検討業務委託料	△3,216
14 工事請負費	△2,000	01 一般経費	△2,000
19 公園整備工 事	△2,000	14 工事請負費	△2,000
		・公園整備工事	△2,000

1 報酬	△840	01 非常備消防費	△840
27 消防団員報 酬	△840	1 報酬	△840
		・消防団員報酬	△840
14 工事請負費	△11,500	01 消防施設費	△11,500
		14 工事請負費	△11,500

6 款 土木費 7 款 消防費

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 災害対策費	20,012	△2,000	18,012				△2,000
計	462,491	△14,340	448,151	△1,115	△10,300		△2,925

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	186,888	△3,970	182,918				△3,970
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
54 防火水槽設置工事	千円 △11,500	・防火水槽設置工事	千円 △11,500
13 使用料及び賃借料	△200	01 災害対策費	△2,000
1 バス借上料	△200	13 使用料及び賃借料	△200
		・バス借上料	△200
17 備品購入費	△800	17 備品購入費	△800
10 備蓄倉庫購入費	△800	・備蓄倉庫購入費	△800
18 負担金、補助及び交付金	△1,000	18 負担金、補助及び交付金	△1,000
8 個人補助金	△1,000	・個人補助金	△1,000
		感震ブレーカー設置補助金	△1,000

1 報酬	△2,700	02 給与費（会計年度任用職員）	△2,900
47 会計年度任用職員報酬	△2,700	1 報酬	△2,700
		・会計年度任用職員報酬	△2,700
3 職員手当等	△200	3 職員手当等	△200
3 期末・勤勉手当	△200	・期末手当	△200
10 需用費	△582	03 一般経費	△582
6 修繕料	△582	10 需用費	△582
		・修繕料	△582
18 負担金、補助及び交付金	△488	04 A L T関係費	△488
		18 負担金、補助及び交付金	△488
		・協議会等負担金	△488
		自治体国際化協会負担金	△488

7 款 消防費 8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	349,659	△3,970	345,689				△3,970

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	234,254	55,964	290,218	24,744	49,251		△18,031
計	259,187	55,964	315,151	24,744	49,251		△18,031

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	101,027	41,540	142,567	17,688	35,249		△11,397
---------	---------	--------	---------	--------	--------	--	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 協議会等負担金	千円 △488		千円

1 報酬	△11,700	01 給与費（会計年度任用職員）	△15,400
47 会計年度任用職員報酬	△11,700	1 報酬	△11,700
		・会計年度任用職員報酬	△11,700
3 職員手当等	△3,700	3 職員手当等	△3,700
3 期末・勤勉手当	△3,700	・期末手当	△3,700
12 委託料	73,501	02 一般経費（教育総務課）	71,364
35 その他委託料	73,501	12 委託料	73,501
		・その他委託料	73,501
		小学校LED化事業（ESCO事業）委託料	73,501
13 使用料及び賃借料	△2,137	13 使用料及び賃借料	△2,137
1 バス借上料	△960	・バス借上料	△960
18 インターネット使用料	△1,177	・インターネット使用料	△1,177

1 報酬	△6,950	02 給与費（会計年度任用職員）	△11,000
------	--------	------------------	---------

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	15,615	△275	15,340				△275
計	116,642	41,265	157,907	17,688	35,249		△11,672

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理 費	373,088	△13,700	359,388				△13,700
--------------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
47 会計年度任用職員報酬	千円 △6,950	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	千円 △6,950 △6,950
2 給料	△2,700	2 給料 ・一般職給	△2,700 △2,700
2 一般職給	△2,700	3 職員手当等 ・地域手当 ・期末手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当	△1,350 △164 △956 △180 △50
3 職員手当等	△1,350		
2 地域手当	△164		
3 期末・勤勉手当	△956	03 一般経費（教育総務課） 12 委託料 ・その他委託料 中学校LED化事業（ESCO事業）委託料	52,540 52,540 52,540 52,540
5 時間外勤務手当	△180		
6 通勤手当	△50		
12 委託料	52,540		
35 その他委託料	52,540		
17 備品購入費	△275	03 教育振興費（真美ヶ丘中学校） 17 備品購入費 ・教材備品等	△275 △275 △275
5 教材備品等	△275		

1 報酬	△11,500	02 給与費（会計年度任用職員） 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	△13,700 △11,500 △11,500
47 会計年度任用職員報酬	△11,500	3 職員手当等 ・期末手当	△1,700 △1,700
3 職員手当等	△1,700	4 共済費 ・共済組合負担金	△200 △200

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	373,088	△13,700	359,388				△13,700

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	43,536	△1,807	41,729				△1,807
2 図書館費	119,919	△1,150	118,769			1,147	△2,297
3 公民館費	47,049	△9,193	37,856		△5,200		△3,993

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 期末・勤勉 手当	千円 △1,700	8 旅費 ・費用弁償	千円 △300
4 共済費	△200		△300
1 共済組合負 担金	△200		
8 旅費	△300		
2 費用弁償	△300		

12 委託料	△740	02 一般経費	△1,067
32 文化祭運営 委託料	△740	18 負担金、補助及び交付金 ・その他補助金 有線放送設備設置補助金	△1,067 △1,067 △1,067
18 負担金、補助及 び交付金	△1,067	05 町文化祭関係費	△740
10 その他補助 金	△1,067	12 委託料 ・文化祭運営委託料	△740 △740
3 職員手当等	△150	02 給与費（会計年度任用職員）	△150
3 期末・勤勉 手当	△150	3 職員手当等 ・期末手当	△150 △150
17 備品購入費	△1,000	03 一般経費	△1,000
2 管理備品	△1,000	17 備品購入費 ・管理備品	△1,000 △1,000
12 委託料	△605	03 主催事業費	△1,562
		13 使用料及び賃借料 ・バス借上料	△1,562 △1,562

8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 文化財保護 費	71,454	△14,334	57,120	△5,343	△7,700	△2,900	1,609
計	281,958	△26,484	255,474	△5,343	△12,900	△1,753	△6,488

節・細節		説	明
区 分	金 額		
6 調査・点検等委託料	千円 △605	04 地区公民館費 12 委託料 ・調査・点検等委託料 14 工事請負費 ・公民館・集会所整備工事	千円 △7,631
13 使用料及び賃借料	△1,562		△605
1 バス借上料	△1,562		△605
14 工事請負費	△7,026		△7,026
34 公民館・集会所整備工事	△7,026		△7,026
7 報償費	△732	05 発掘調査受託事業費 12 委託料 ・発掘調査作業委託料 ・その他委託料 航空写真撮影委託料	△2,637
49 発掘調査作業員謝礼	△732		△2,637
12 委託料	△6,342	07 巢山古墳史跡整備事業費 7 報償費 ・発掘調査作業員謝礼 12 委託料 ・設計・監理等委託料 ・分析・調査等委託料 ・航空測量委託料 ・発掘調査作業委託料 ・その他委託料 木製品保存処理業務委託料 14 工事請負費 ・巢山古墳史跡整備工事	△2,420
3 設計・監理等委託料	△740		△2,420
7 分析・調査等委託料	△16		△11,697
9 航空測量委託料	△275		△732
10 発掘調査作業委託料	△1,986		△732
35 その他委託料	△3,325		△3,705
14 工事請負費	△7,260		△740
36 巢山古墳史跡整備工事	△7,260		△16
			△275
			△1,769
			△905
			△905
			△7,260
			△7,260

8 款 教育費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,437	9,224	43,837	4,733	48,570	
	議 員	14	50,112		18,711		68,823	15,688	84,511	
	その他	744	28,121			4,410	32,531		32,531	
	計	761	78,233	25,176	28,148	13,634	145,191	20,421	165,612	
補正前	長 等	3		25,176	9,437	9,224	43,837	4,733	48,570	
	議 員	14	50,112		18,711		68,823	15,688	84,511	
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371	
	計	773	79,073	25,176	28,148	13,634	146,031	20,421	166,452	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	△ 12	△ 840				△ 840		△ 840	
	計	△ 12	△ 840				△ 840		△ 840	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	530	317,739	861,917	672,510	1,852,166	301,898	2,154,064	
補 正 前	536	364,589	871,417	681,710	1,917,716	302,498	2,220,214	
比 較	△ 6	△ 46,850	△ 9,500	△ 9,200	△ 65,550	△ 600	△ 66,150	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,484	55,356	217,639	142,341	28,570
	補 正 前	18,484	55,720	226,065	142,341	28,570
	比 較		△ 364	△ 8,426		
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	24,862	13,873	36	171,349	
	補 正 前	25,136	14,009	36	171,349	
	比 較	△ 274	△ 136			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	255		811,991	606,069	1,418,060	244,664	1,662,724	
補 正 前	255		811,991	606,069	1,418,060	244,664	1,662,724	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,484	52,151	167,506	142,341	28,570
	補 正 前	18,484	52,151	167,506	142,341	28,570
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	23,360	12,895	36	160,726	
	補 正 前	23,360	12,895	36	160,726	
	比 較					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	275	317,739	49,926	66,441	434,106	57,234	491,340	
補 正 前	281	364,589	59,426	75,641	499,656	57,834	557,490	
比 較	△ 6	△ 46,850	△ 9,500	△ 9,200	△ 65,550	△ 600	△ 66,150	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		3,205	50,133		
	補 正 前		3,569	58,559		
	比 較		△ 364	△ 8,426		
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,502	978		10,623	
	補 正 前	1,776	1,114		10,623	
	比 較	△ 274	△ 136			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	△ 46,850	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 46,850	人材未確保による減 △14,200千円 職員退職による減 △1,300千円 人員配置等見直しによる減 △31,350千円	
給 料	△ 9,500	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 9,500	人材未確保による減 △9,500千円	
職員手当	△ 9,200	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 9,200	人材未確保による減 △3,700千円 職員退職による減 △300千円 人員配置等見直しによる減 △5,200千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和4年11月1日現在	平均給料月額(円)	285,453	264,850	—
	平均給与月額(円)	333,559	297,841	—
	平均年齢(歳)	40	59	—
令和4年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,200	264,300	—
	平均給与月額(円)	323,279	297,258	—
	平均年齢(歳)	39	59	—

イ 初任給

(円)

区 分		一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
			一 般 職
高 校 卒	補正後	154,600	154,600
	補正前	154,600	154,600
短 学 卒	補正後	167,100	167,100
	補正前	167,100	167,100
大 学 卒	補正後	185,200	185,200
	補正前	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和4年11月1日現在	職員数(人)	6	29	26	39	54	52	46	252
	構成比(%)	2.4	11.5	10.3	15.5	21.4	20.6	18.3	100
令和4年4月1日現在	職員数(人)	7	24	24	38	60	48	54	255
	構成比(%)	2.7	9.4	9.4	14.9	23.6	18.8	21.2	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和4年11月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和4年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和4年11月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和4年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士に相当する職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	255	253	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215	213	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	4	4	
		2号給 (人)	24	22	2
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	149	149	
		5号給以上 (人)	11	11	
比 率 (B) / (A) (%)	84.3	84.2	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	255	253	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215	213	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	4	4	
		2号給 (人)	24	22	2
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	149	149	
		5号給 (人)	11	11	
比 率 (B) / (A) (%)	84.3	84.2	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.15	2.25	4.4	有	
補正前	2.15	2.25	4.4	有	
国の制度	2.15	2.25	4.4	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	254	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.003	0.003	—
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	1.176	1.176	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議 案 第 2 5 号

古寺川調整池整備工事（2工区）に係る
請負契約の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月
広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山村吉由

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 古寺川調整池整備工事（2工区）に係る請負契約 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 81,889,500円 |
| 4 | 契約の相手方 | 奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1
村本道路・松井特定建設工事共同企業体
代表者 村本道路株式会社
代表取締役 南條 秀和
構成員 松井組建設
代表者 松井 キヨ子 |
| 5 | 契約期間 | 議決の日から令和5年9月29日まで |

議案第26号

広陵町まちづくり推進計画を定めることについて

別紙のとおり広陵町まちづくり推進計画を定めることについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山村吉由

議 案 第 2 7 号

広陵町男女共同参画後期行動計画を定めること
について

別紙のとおり広陵町男女共同参画後期行動計画を定めること
について、広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第
24号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

議 案 第 2 8 号

広陵町公共施設等総合管理計画の一部を改訂する
ことについて

別紙のとおり広陵町公共施設等総合管理計画の一部を改訂
することについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月広
陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求
める。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

議案第29号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に
関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置することについて、次の規約により関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山村吉由

規	約	奈良県広域水道企業団設立準備協議 会規約
関係地方公共団体		奈良県、大和高田市、大和郡山市、 天理市、橿原市、桜井市、五條市、 御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、 河合町、吉野町、大淀町、下市町、 磯城郡水道企業団及び奈良広域水質 検査センター組合

奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団（以下「広域水道企業団」という。）の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広域水道企業団の設立のための連絡調整に関する事務
 - (2) 広域水道企業団が経営する広域的な水道事業等の計画の作成に関する事務
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務
- 2 前項の事務に係る検討を集中的かつ効率的に進めるため、必要に応じ、関係団体の長等による検討部会及び関係団体の実務者による幹事会及び作業部会を設置するものとする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、奈良県奈良市法蓮町757奈良県水道局内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員 25名

(会長及び副会長)

第7条 会長は、奈良県知事の職にある者をもって充て、副会長は、橿原市長及び生駒市長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 会長の職務を代理する副会長の順序は、橿原市長、生駒市長の順とする。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長（磯城郡水道企業団においては企業長及び副企業長）をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。

6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(事務局)

第10条 第4条の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

2 事務局長は、奈良県水道局県域水道一体化準備室長の職にある者をもって充てる。

(経費の支弁の方法)

第11条 第4条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、関係団体に属する職員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する関係団体が負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

奈良県
大和高田市
大和郡山市
天理市
橿原市
桜井市
五條市
御所市
生駒市
香芝市

宇陀市
平群町
三郷町
斑鳩町
安堵町
高取町
明日香村
上牧町
王寺町
広陵町
河合町
吉野町
大淀町
下市町
磯城郡水道企業団
奈良広域水質検査センター組合

議 案 第 3 0 号

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、奈良県葛城地区清掃事務組合同規約を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

広陵町長 山 村 吉 由

奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合理約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を次のように変更する。

第5条中「24人」を「20人」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 上牧町、王寺町、河合町及び広陵町の議会の議員の中より選出された者各1人

第6条中「並びに組合市町の長又は副市長若しくは副町長」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

（運営協議会）

第10条の2 組合の運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、運営協議会を置く。

- 2 前項の運営協議会の委員は、組合市町の長をもって充てる。
- 3 運営協議会の運営に必要な事項については、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

（準備行為）

- 3 この規約による変更後の第5条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。